

契約書(案)

- 1 業 務 名 愛媛県立新居浜商業高等学校高圧受電設備機器等更新業務
- 2 契 約 金 額 ￥ ー
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ ー)
- 3 業 務 期 間 令和7年 月 日から令和7年10月31日まで
- 4 契約保証金 円

愛媛県立新居浜商業高等学校長 藤原 博（以下「甲」という。）と
（以下、「乙」という。）とは、上記業務について、別記の条項により業務契約を締結する。

この契約を証するため、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を所持する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和7年 月 日

甲 住 所	愛媛県新居浜市瀬戸町 2 番 16 号
名 称	愛媛県立新居浜商業高等学校
代表者	校長 藤原 博

乙 住 所
商号又は名称
代表者

(総則)

第1条 甲及び乙は、この契約書(頭書及び別記を含む。以下同じ。)に基づき、別添の仕様書等に従い、この契約を誠実に履行しなければならない。

2 この契約の締結に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(権利の譲渡等)

第2条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(再委託の禁止)

第3条 乙は、本事業の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本事業を実施するにあたり合理的に必要な範囲内において、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合においては、乙は、再委託先に本契約における一切の義務を遵守させると共に、甲に対する責任を共有させなければならない。

(業務遂行上の責任者)

第4条 乙は、業務に関して、甲と連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、甲に通知するものとする。

(業務の調査等)

第5条 甲は、必要があると認めたときは、乙の業務の処理状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は業務の処理に関して乙に必要な指示を与えることができるものとする。

(履行完了の通知)

第6条 乙は、業務が完了したときは、遅滞なく、業務完了報告書を提出しなければならない。

(検査)

第7条 甲は、前条の規定による業務完了報告書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検査を行うものとする。

2 乙は、検査合格の通知を受けたときは、速やかに成果品を甲に引き渡すものとする。

(補正又は再調査等)

第8条 乙は、前条第1項の検査に合格しないときは、甲の指定する日までに補正又は再調査を行い、甲に補正又は再調査完了を報告しなければならない。

2 前項の規定により補正又は再調査の報告があったときは、前条の規定を準用する。

(代金の支払)

第9条 乙は、第7条の検査に合格したときは、遅滞なく、請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から正当な請求書を受理した日から起算して30日(以下「約定期間」という。)以内に乙に代金を支払わなければならない。

3 甲は、請求書を受理した後、その内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、その理由を明示してこれを乙へ返付するものとする。この場合において、当該請求書を返付した日から甲が乙から是正した請求書を受理する日までの期間は、約定期間に算入しないものとする。ただし、その請求書

の内容の不当が乙の故意又は重大な過失による場合は、請求書の提出がなかったものとする。

(支払の遅延)

第10条 甲は、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づき定められた政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(部分払)

第11条 受注者は、業務の完成前に出来形部分並びに搬入済の材料及び製造工場等にある工場製品の出来形部分に相応する業務代金相当額の10分の9に相当する額以内の額について、部分払を請求することができる。ただし、この請求は、業務期間中2回を超えることができない。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は現場に搬入済の材料若しくは製造工場等にある工場製品の出来形部分の施工の内容を明らかにする写真を添付した書面をもって、発注者に確認を請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から10日以内に、受注者の立会いの下、同項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、発注者は、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

5 受注者は、第3項の規定による通知があったときは、部分払金の支払いを請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から14日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払金の額は、次の式により算定する。この場合において、第1項の業務代金相当額は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から10日以内に協議が調わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 $\leq$ 第1項の業務代金相当額 $\times (9/10)$

7 第5項の規定により部分払金の支払いがあった後、再度部分払の請求をする場合においては、第1項及び前項中「業務代金相当額」とあるのは、「業務代金相当額から既に部分払の対象となった業務代金相当額を控除した額」とする。

(契約不適合責任)

第12条 甲は、完了した業務に関して契約の内容に適合しないもの（以下、「契約不適合」という。）であるときは、乙に対し、当該業務のやり直し、追加施工等による履行の追完を請求することができる。

2 甲は、前項に規定する場合において、相当の期間を定めて履行の追完の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行の追完がないときは、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次号のいずれかに該当する場合は催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければ契約をした目的を達することができない場合において、乙が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が前項の催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

(契約保証金の返還等)

第13条 乙は、契約保証金を納付している場合において、第7条の規定により成果品の所有権が移転したときは、甲に契約保証金返還請求書を提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に還付するものとする。

3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(業務内容の変更)

第14条 甲は、必要に応じ、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、契約金額又は業務期間を変更する必要があるときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

(事情変更)

第15条 契約締結後において、天災地変その他の不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるにいたったときは、その事情に応じ、甲乙協議して、書面により契約を変更することができる。

(仕様書等に関する通知義務)

第16条 乙は、仕様書等によることができないとき又は仕様書等に明示されていない事項があるときは、直ちに甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けた時は、直ちに調査し、乙に対して必要な指示を与えなければならない。

(業務期間の延長)

第17条 乙は、乙の責めに帰することができない理由により業務期間内に業務を完了することができないことが明らかになったときは、甲に対してその理由を付し、業務期間の延長を求めることができるものとする。ただし、その延長日数は、甲と乙が協議して決めるものとする。

(損害の賠償)

第18条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲、甲の職員又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(損害による必要経費の負担)

第19条 業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、甲が負担するものとし、その額は甲と乙が協議して決めるものとする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(2) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(3) 乙の役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者又は相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者をいう。）又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が、愛媛県暴力団排除条例（平成22年3月26日条例第24号。）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同号に規定する暴力団員等でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）と認められるとき。

(4) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

(6) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(7) 乙の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(8) 乙（ウ及びエにあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）が次のいずれかに該当したとき。

ア 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。

ウ 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。

エ 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。

(9) 第21条の規定によらないで、乙から契約解除の申出があったとき。

3 第1項又は前項の規定により契約が解除されたときは、契約保証金は、甲に帰属するものとする。

4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

（違約金）

第21条 乙は、契約保証金の納付がなく、前条第1項又は第2項の規定により契約が解除されたときは、解除した部分に相当する額の10分の1を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 乙が前項の違約金を甲が指定する期間内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定

する期間を経過した日から起算して支払の日までの日数に応じ、年3%の割合を乗じて計算した額の遅延利息を徴収する。

(乙の解除権)

第22条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(セキュリティポリシーの遵守)

第23条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

(情報の持ち出し)

第24条 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、本事業実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した情報を作業実施場所から持ち出してはならない。

(電磁氣的記録の返還等)

第25条 乙は、本事業実施のため甲から提供を受け、又はそれに基づき作成した電磁氣的記録は甲へ返還又は廃棄処分しなければならない。

2 前項の返還又は廃棄処分の時期及び方法については、甲が別に定める。

(秘密の保持)

第26条 乙（乙の社員及び乙の指定する者を含む。）は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らし、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

3 乙は、第1項について業務従事者に周知し徹底させなければならない。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

第27条 第10条、第18条及び第21条第2項の規定による遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(変更の届出)

第28条 乙は、商号又は名称、代表者、住所、印章その他この契約の当事者としての事項について、変更が生じたときは、直ちに書面によって、甲に届け出なければならない。

(契約の効力の遡及)

第29条 この契約の発注者と受注者の電子署名がともになされた日が契約書頭書の業務期間の開始日より後の日である場合であっても、本契約の効力は、当該業務期間の開始日から生ずるものとする。

(法令等の遵守)

第30条 乙は、使用者として、労働関係法令等を遵守しなければならない。

(契約外の事項)

第31条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第32条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。